

薬発第960号
昭和51年10月1日

各都道府県知事 殿

厚生省薬務局長

医療用配合剤医薬品再評価に關し、資料
提出を必要とする審査群等の範囲につい
て——その4(通知)

医薬品再評価の実施については、昭和48年12月16
日薬発第1142号をもつて通知したところであるが、同
通知に基づき、下記と該当する品目についてその資料を昭
和52年1月14日までに提出するよう販賣下關係各業者
に周知徹底の方よろしくお願ひする。

記

現に薬価基準に収載されている配合剤医薬品のうち以下
のもの

- 1 輸液剤であつてこれまでに明示されたもの以外のもの
- 2 外皮用剤
 - (1) サルファ剤を含有するもの
 - (2) ニトロフラン誘導体を含有するもの

(3) 抗生物質を含有するものであつてこれまでに明示されたもの以外のもの

(4) 副腎皮質ホルモンを含有するものであつてこれまでに明示されたもの以外のもの

但し、上記のうち瘡疾の適応を標榜するものを除く。

3 鎮痛剤（酵素を含有するもの）

4 造血剤

5 消化器官用剤（潰瘍治療剤、但しアカメガシワエキスを含有するものを除く。）

6 鎮痙剤

7 眼科・耳鼻科用剤であつてこれまでに明示されたもの以外のもの

8 鎮量剤